

# 営業等所得の申告について

個人営業などの事業を営んでいる場合は、その事業に関する支出が経費となります。  
確認書類として、「仕入れ・売り上げなどの帳簿」「経費に係る記録・請求書・領収書など」をご準備ください。

営業等所得の申告をする方は、上記の書類をもとに収支内訳書を作成してください。

## 必要経費の各科目の具体例

|                                                                         | 科 目       | 具 体 例                          |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 収<br>支<br>内<br>訳<br>書<br>に<br>経<br>費<br>科<br>目<br>が<br>あ<br>る<br>も<br>の | 給 料 賃 金 ⑪ | 給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与         |
|                                                                         | 外 注 工 賃 ⑫ | 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など     |
|                                                                         | 減価償却費 ⑬   | 建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費         |
|                                                                         | 貸 倒 金 ⑭   | 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失            |
|                                                                         | 地 代 家 賃 ⑮ | 店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や借りている場合の家賃     |
|                                                                         | 利子割引料 ⑯   | 事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など        |
|                                                                         | 租 税 公 課 ⑰ | 事業税、固定資産税、自動車税、同業者組合などの会費や組合費  |
|                                                                         | 荷 造 運 賃 ⑱ | 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃        |
|                                                                         | 水道光熱費 ㊶   | 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費    |
|                                                                         | 旅費交通費 ㊷   | 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代など            |
|                                                                         | 通 信 費 ㊸   | 電話料、切手代、電報料など                  |
|                                                                         | 広告宣伝費 ㊹   | 新聞、雑誌、ラジオなどの広告費用、チラシ、折込み広告費用など |
|                                                                         | 接待交際費 ㊺   | 取引先などを接待する食事代、招待する費用、中元、歳暮の費用  |
|                                                                         | 損害保険料 ㊻   | 火災保険料、事業に使用する自動車の損害保険料など       |
|                                                                         | 修 繕 費 ㊼   | 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代           |
|                                                                         | 消 耗 品 費 ㊽ | 帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費    |
|                                                                         | 福利厚生費 ㊾   | 従業員の保険、厚生年金などの保険料や掛金など         |
|                                                                         | 雑 費 ㊿     | 事業用の費用で他の経費にあてはまらないもの          |

※家事に関する費用は、必要経費になりません。事業用と兼用している場合は、使用面積や保険金額、点灯時間などの割合であん分して計算します。

## ○減価償却資産の償却費

建物・機械・車輛・工具等の減価償却資産を取得するための支出は、その年だけの経費にせず、耐用年数の期間の費用として配分しなければなりません。この方法で配分した金額を償却費として必要経費に算入します。

### 【 一般的な計算方法 】

取得に要した費用(取得価格)×償却率×事業の用に供した月数／12×占有割合

※償却率は耐用年数によって異なります（詳細については下記までお問い合わせください）。

「広報のしろ」2月号（1月25日発行）に掲載されている申告相談の  
日時・地区割をご確認のうえ、申告会場へおいでください。

※混雑を避けるために指定日時を設けておりますので、できるだけ指定された日時においでください。ただし、都合がつかない場合は、他の地区の指定日でも申告できますので、ご都合の良い日においでください。

能代市総務部税務課市民国保税係  
TEL：0185-89-2126(直通)